

◎新潟県告示第53号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成30年1月19日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 都市計画の種類

長岡都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 長岡都市計画市街化区域

ア 追加する部分

長岡市蓮瀧町字五郎作、字中沼、巻島町字四ツ割及び福道町字本所の各一部

イ 削除する部分

なし

(2) 長岡都市計画市街化調整区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

長岡市蓮瀧町字五郎作、字中沼、巻島町字四ツ割及び福道町字本所の各一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 平成30年1月19日

至 平成30年2月2日

(2) 場所

ア 長岡市沖田2丁目173番地2（〒940-8567）

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課

イ 長岡市大手通2丁目6番地フェニックス大手イースト8階（〒940-0062）

長岡市都市整備部都市計画課

ウ 長岡市大手通1丁目4番地10（〒940-8501）

長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 東棟情報ラウンジ

エ 見附市昭和町2丁目1番1号（〒954-8686）

見附市建設課

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

長岡市及び見附市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

平成30年2月2日（金）（必着のこと。）